

# 文京区こどもの権利 に関する条例について



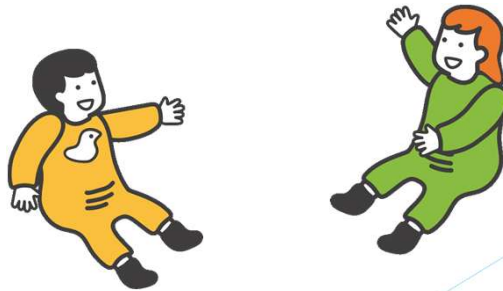
こどもの権利とは



## こどもの権利とは

いつからもっているか？

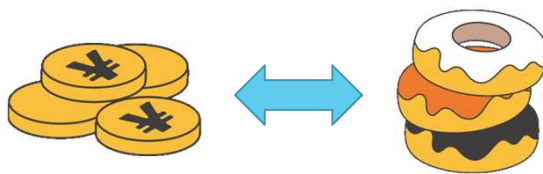
**生まれたときからもっている人権**



2

## こどもの権利とは

権利と義務



義務と引き換えに与えられるものではない

なにかをしないと取り上げられてしまうものでもない

こどもの権利を保障する、守る義務は、  
**大人や社会にある！**

3

## こどもの権利とは

こどもの権利 = 人権は、みんなにある

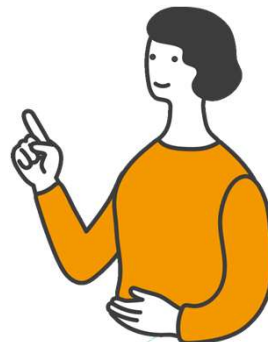


大人にもある

お互いに尊重しよう！

4

文京区では、  
令和8年4月1日から  
「文京区こどもの権利に関する条例」  
が施行されました！



5



前文	こどもの意見を踏まえて、こどもからの声をまとめ、これから目指す姿を規定	
第1章	総則(第1条 - 第3条)	目的や基本理念を規定
第2章	こどもの権利(第4条)	16のこどもの権利を規定
第3章	こどもの権利を保障するための責務及び役割(第5条 - 第8条)	区の責務、保護者の役割、区民等の役割を規定
第4章	こどもの権利を保障するための取組(第9条 - 第17条)	こどもの意見表明と参加、居場所づくり、権利侵害の防止等を規定
第5章	こどもの権利擁護委員(第18条 - 第21条)	こどもの権利に関する相談に応じる権利擁護委員の設置等を規定
付則	令和8年4月1日から施行	



## 条例の基本理念



8

1 差別の禁止



2 命が守られ成長できること



3 こどもの意見の尊重



4 こどもの最善の利益



9

## こどもの権利 (第4条)



10

安心して生きる、  
過ごすための権利



11

## 大切に思われていると感じたこと

- 「何かをしたときに「ありがとう」と言われた。」
- 「迷子になったときにすぐに警察に連絡してくれた。」
- 「栄養バランスを考えた食事を毎日出してくれる。」
- 「帰りが遅いことを心配してくれた。」
- 「自分の感情に共感してくれる。」

(第1期こどもの権利推進リーダー会議より)



12

## 安心して生きる、過ごすための権利

- ① 命が守られ、及び尊重されること
- ② 健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること
- ③ 安全・安心に過ごせること
- ④ 家族や大切な人と一緒に過ごせること



13

## 成長と可能性に関する権利



14

## 大切に思われていると感じたこと

- 「自分の進路を自由に決めさせてくれた。」
- 「習い事をしたいと伝えたら承諾してくれた。」
- 「検定を受けさせてくれた。」
- 「両親や先生から間違ったことをしてしまったときは違うと教えてくれた。」

(第1期こどもの権利推進リーダー会議より)



15

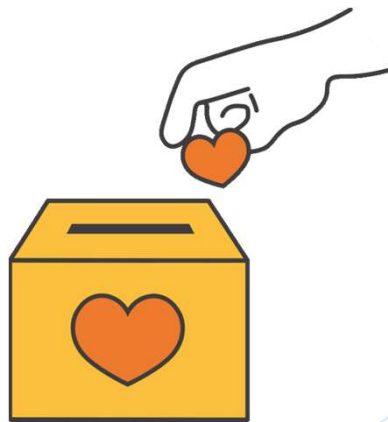
## 成長と可能性に関する権利

- ⑤ 遊び、学び及び休めること
- ⑥ 様々な文化、芸術、スポーツ等に触れ、親しむこと
- ⑦ 繰り返し挑戦できること
- ⑧ 適切な保育と教育、生活への支援を受け、持って生まれた能力を十分に伸ばして育つことができること
- ⑨ 個性が認められ、自分の可能性が大切にされること



16

## 必要な支援を受け、守られる権利



17

## 大切に思われていると感じたこと

- 「話を真っ向から否定されなかった。」
- 「つらいときに寄り添ってくれた。」
- 「学校生活の悩みを聞いてくれた。」

(第1期こどもの権利推進リーダー会議より)



18

## 必要な支援を受け、守られる権利

- ⑩ 悩んでいること、困っていること等を相談できること
- ⑪ こどもであることを理由に不当な扱いを受けないこと
- ⑫ 身体的又は精神的な暴力、搾取、有害な労働等から守られること
- ⑬ 人種、国籍、性別、性的指向、性自認、意見、障害、経済的状況等を理由としたあらゆる差別や虐待、いじめ等を受けずに安心して生きていくことができること
- ⑭ こどもの発達に応じてプライバシーが尊重されること



19

## 意見等の表明と仲間づくり に関する権利



20

### 大切に思われていると感じたこと

- ・「悩み事や自分自身が感じているわだかまいを真剣に聞いてくれた。」
- ・「自分の行動をしっかり見て褒めてくれた。」
- ・「たわいもない会話の内容を覚えていてくれた。」

(第1期こどもの権利推進リーダー会議より)



21

## 意見等の表明と仲間づくりに関する権利

⑮ 自分の意見、考え、気持ち等を表明し、それが尊重されること



⑯ 仲間をつくり、集まれること



22

24



## こどもの権利を 保障するための 責務及び役割 (第5条 - 第8条)

23

<p style="text-align: center;"><b>区の責務</b> (第5条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 安心できる居場所づくり</li> <li>• 保護者の方へのサポート</li> <li>• 学校や地域の方との協力</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>保護者の役割</b> (第6条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 権利を守る一番の責任者</li> <li>• 周りのサポートを活用する</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>区民等の役割</b> (第7条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• こどもの権利を正しく知る</li> <li>• 地域みんなで見守る</li> <li>• 会社も保護者をサポート</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>育ち学ぶ施設の役割</b> (第8条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• みんなの「やりたい」を 応援する</li> <li>• オープンな施設づくり</li> </ul>

24

## こどもの権利を 保障するための取組 (第9条－第17条)



25

### こどもの意見等の表明と参加(第9条)

- ・ 年齢に関係なく、一人の人間として意見を大切にされる。
- ・ 意見を言ったり、参加したりできるチャンスを大人が作る。
- ・ うまく言えなくても、大人が気持ちを汲み取ったり、代弁したりする。

26

## 安全・安心に過ごすことができる環境づくり (第10条)

安全で安心して自分らしくいられる  
環境づくり。

## こどもの居場所づくり(第11条)

遊ぶ、学ぶ、活動し、安心して休む。

## 育ちと学びの環境づくり(第12条)

一人ひとりの状況や気持ちに合わせて、  
こどもが望むように成長できる。

27

## 虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止 (第14条)

- ・ 誰からも傷つけられない権利。
- ・ 早く発見して、連携して支援する。

## 貧困の防止(第15条)

どんな状況にいても、健やかに育ち、  
学びたいことを学べる社会をつくる。

28

## こどもの権利に関する普及啓発等 (第16条)

- ・ 権利に関する周知や学習機会の確保。
- ・ こどもが、自分と他者の権利を大切に  
しあえるように支援。

## こどもの権利に関する施策の推進 (第17条)

- ・ 協力して、こどもの権利を守る街へ。

29

32

## こどもの権利擁護委員 (第18条 - 第21条)



30

こどもの権利侵害からの適切かつ迅速な救済を図るため、**令和8年10月**からこどもの権利擁護委員に相談できる窓口を設置することとしている。(第18条)



### こどもの権利擁護委員とは？ (第19条 - 第21条)

- 秘密厳守で相談にのる  
困りごとを聞いて、どうすればいいか一緒に考える。
- 調査する  
権利が守られていない時、中立な立場で調査する。
- 解決へつなぐ  
時には解決のために、関係者に「こうして」と要請する。

31



## 相談できる窓口



32

相談できる窓口	連絡先
<b>こども応援サポート室</b> (文京区こども家庭支援センター)	<b>☎ 03-5803-1900</b> 月～金曜日 9時～17時 電話のほか、相談フォームや窓口での 相談もできます。
<b>24時間子供SOSダイヤル</b> (文部科学省)	<b>☎ 0120-0-78310</b>  24時間相談できます。
<b>法務局LINEじんけん相談</b> (法務省)	友だち追加して 相談できます。 <b>検索ID</b> <b>@linejinkensoudan</b> 

33

**こどもの権利を、  
こどもも大人もみんなが正しく知って、  
一緒に守っていくまちを実現していき  
ましよう！**

